



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/8/28

NO.235 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

払いたくても払えない…

国保や市村民税など
で困っていませんか？
税金の滞納は
放置せずに
民商へ相談を！



◆8月なんでも相談会

日時 8月29日(火) 午後2時から

国保税、市税、消費税、記帳相談、資金
繰り、労災保険、社会保険、滞納問題など、
どんな相談でも受付をしています。

◆換価の猶予相談会

日時 8月29日(火) 午後3時から

税金が一度に払いきれないときは、「換
価の猶予」といった猶予制度を活用しまし
よう。税務署や自治体などの督促状を放置
しておくと、預金や売掛金などを差し押さ
えられる場合があります。

猶予の申請が適用されれば、延滞税は免除
または減額になり、単なる「分納」では、
延滞税が9%となります。税金の猶予制度
は、国税、地方税、国保や社会保険も対象
です。民商へお気軽にご相談ください。

※相談希望者は、事前に民商へ連絡をお願
いします。

〔個人事業者の方へ〕 税務署から 中間申告納付書類が届いていたら

平成28年分の消費税額が48万円を超えた事
業者には、税務署から書類が届いています
ので、中間申告と納付を行います。
中間申告は、消費税の前払い制度です。

申告・納付期限は、8月31日(木)までで
す。忘れずに手続きしましょう。

口座引き落としの方は、9月27日(水)が
振替日です。

納税が困難なときは、換価の猶予などを活
用しながら、負担を軽減しましょう。

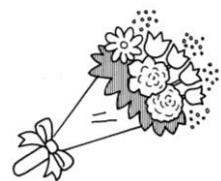
もうすぐ9月です！

日頃の記帳はどうですか？

まだまだ暑い日が続いていますが、
早くも8月が終わろうとしています。
自主記帳の進み具合はいかがですか？
申告時期にあわてないよう、日頃から記帳
や領収書等の整理をしておきましょう。
記帳の進み具合をチェックしながら経営状
況を把握しておきましょう。



今週の商工新聞1面には、
村上民商会員さんの記事
が掲載されていますので、
こちらも是非ご覧ください。



民商共済会 入院見舞金

入院見舞金は、入院連続3日以上で請求できます。

1日や2日の入院は、見舞金の請求はできません。

3日以上入院で、1日目から1日3,000円を請求できます。

請求のお忘れはありませんか？請求をしていない方は民商へ連絡を。

【請求時の提出書類】

- 30日以内の入院の場合…病院からの領収書や請求書を提出。
- 31日以上入院の場合…ほかの保険に加入している場合、



その保険で使う診断書のコピーを提出。

(診断書がなければ民商から「簡易な診断書」
の用紙をお渡しします)

10月の無料法律相談

日時

10月10日(火)午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。

(9月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。